

すべきではないか等、厳しいですが率直な思いの質問がありました。「重点的健診」の導入等負担軽減に向けた議論や、施行規則の改正に向けた検討は始まっているとの回答でした。

東京都医師会からは、学校医の業務が極めて低い水準の費用で実施されておりボランティア的な位置づけになっている。学校側からは「予算が限られているので来ないでほしい」といった声もあった。金銭的対価の面についてある程度全国的に一定の基準が保たれる体制が求められ、その方向性を日本医師会から国や都道府県に対して示していく必要はないか。産業医のみで生計を立てている医師も多い中、学校医のみで生活が成り立つという状況にはない。学校医として相応の報酬を求める以上、それに見合った活動内容や知識・専門性を備えて職務にあたることは当然であるが、学校保健・学校医を専門領域として位置づけ、職務的・社会的立場が確立されれば、学校医を希望する医師も増えるのではないかと。この点についても、日本医師会を中心にご検討いただきたいとの提案がありました。学校医業務を産業医と単純比較することは制度上難しい面がある。学校医関係経費は多くの自治体で交付金により措置されており、まずは算定された交付金が実際に学校医へ適切に

配分されているかの検証が重要である。学校医業務の実態を示したうえで、業務量に対し報酬が不足しているという根拠をもって協議することが現実的ではないか、との回答でした。

日本の学校健診は世界に誇るシステムです。当たり前のシステムではなく、学校医のボランティア的精神によって成り立っています。しかし近年、児童や保護者から我々に届くのはクレームの声です。我々が行っている学校健診は自己満足であり望まれていない健診なのではないでしょうか。なぜ健診をする側とされる側の思いに乖離があるのでしょうか。価値観の多様化、多様性の時代、個人情報やプライバシー尊重、溢れる情報やSNSで簡単に情報発信ができる等デジタル環境の変化、等々。その要因を検討することがこれからのより良い学校健診を考えるヒントになるのではないかと考えています。

学校医と児童、お互いが感謝の気持ちを持ち笑顔で健診が行える。近々、そんな学校健診現場になっていることを期待しています。

※報告書の詳細につきましてはホームページをご参照下さい。

<https://www.okinawa.med.or.jp/medical/kaihou/houkoku/202303-2/>



お知らせ

暴力団追放に関する相談窓口

暴力団に関するすべての相談については、警察ではもちろんのこと、暴力団追放沖縄県民会議でも応じており、専門的知識や経験を豊富に有する暴力追放相談委員が対応方針についてアドバイスしています。

暴力団の事でお困りの方は一人で悩まず警察や当県民会議にご相談下さい。

●暴力団に関する困り事・相談は下記のところへ

受付 月曜日～金曜日（ただし、祝祭日は除きます） 午前8時30分～午後5時15分

TEL (098) 858-8930 FAX (098) 858-8931 (24時間対応可)

電話による相談で不十分な場合は、面接によるアドバイスを行います。

「暴力団から不当な要求を受けてお困りの方は……悩まずに今すぐご相談を（相談無料・秘密厳守!）」

財団法人 暴力団追放沖縄県民会議